特定非営利活動法人けあさぽーと下関　定款

第１章　　総　　則

（名称）
第１条　この法人は、特定非営利活動法人けあさぽーと下関という。

（事務所）
第２条　この法人は、主たる事務所を山口県下関市川中豊町6丁目8番24号 103号室に置く。

第２章　　目的及び事業

（目的）
第３条　この法人は、高齢化の進行や親族間の関係の希薄化等により、介護施設への入居や医療機関への入院等に際して、親族等による身元保証や日常生活上の支援を受けることが困難な高齢者及び障がい者に対して、身元保証支援、日常生活支援、金銭管理支援及び死後事務に関する支援等を行うことにより、支援を必要とする人が地域の中で孤立することなく、安心して生活し、尊厳をもって暮らし続けることができる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

（特定非営利活動の種類）
第４条　この法人は、第３条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行おこなう。
(1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
(2) まちづくりの推進を図る活動
(3) 地域安全活動
(4) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動

（事業）
第５条 この法人は、第３条の目的を達成するため、次の事業を行う。
(1) 特定非営利活動に係る事業
① 身元保証・終身サポート事業
② 終活・生活支援の普及啓発・担い手づくり事業
③ 高齢者・障がい者等の生活・相談支援事業

第３章　　会　　員

（種別）

第６条　この法人の会員は、次の２種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下、「法」と いう。）上の社員とする。

（1）正会員　　この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体

（2）賛助会員　この法人の事業を賛助するため入会した個人及び団体

（入会）

第７条　会員の入会については、特に条件を定めない。

２　会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

３　理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面又は電磁的方法をもって本人にその旨を通知しなければならない。

（入会金及び会費）

第８条　会員は、理事会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

（会員の資格の喪失）

第９条　会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

（1）退会届の提出をしたとき。

（2）本人が死亡又は失踪宣告を受けたとき。

（3）会員である団体が消滅したとき。

（4）継続して２年以上会費を滞納したとき。

（5）除名されたとき。

（退会）

第１０条　会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

（除名）

第１１条　会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

（1）　この定款、もしくは総会又は理事会の定める規則に違反したとき。

（2）　この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

（拠出金品の不返還）

第１２条　既納の入会金、会費及びその他の拠出金品は、返還しない。

第４章　　役員及び職員

（種別及び定数）
第１３条　この法人に次の役員を置く。
(1)　理事　３人以上
(2)　監事　１人以上
２　理事のうち、１人を理事長とし、１人を副理事長とする。

（選任等）
第１４条　理事及び監事は、総会において選任する。
２　理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
３　役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは３親等以内の親族が１人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び３親等以内の親族が役員の総数の３分の１を超えて含まれることになってはならない。
４　監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

（職務）
第１５条　理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。
２　理事長以外の理事は、法人の業務についてこの法人を代表しない。
３　副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。
４　理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
５　監事は、次に掲げる職務を行う。
(1)　理事の業務執行の状況を監査すること。
(2)　この法人の財産の状況を監査すること。
(3)　前２号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款 に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
(4)　前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
(5)　理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

（任期等）
第１６条　役員の任期は、２年とする。ただし、再任を妨げない。
２　前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結 するまでその任期を伸長することができる。
３　補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
４　役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

（欠員補充）

第１７条　理事又は監事のうち、その定数の３分の１を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

（解任）
第１８条　役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。
(1)　心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
(2)　職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

（報酬等）
第１９条　役員は、その総数の３分の１以下の範囲内で報酬を受けることができる。
２　役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
３　前２項に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定める。

（職員）
第２０条　この法人に、事務局長その他の職員を置くことができる。
２　職員は、理事長が任免する。

第５章　総　会

（種別）
第２１条　この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の２種とする。

（構成）
第２２条　総会は、正会員をもって構成する。

（権能）
第２３条　総会は、以下の事項について議決する。
(1) 定款の変更
(2) 解散
(3) 合併
(4) 事業報告及び活動決算
(5) 役員の選任又は解任
(6) その他運営に関する重要事項

（開催）
第２４条　通常総会は、毎事業年度１回開催する。
２　臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
(1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
(2) 正会員総数の５分の１以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって招集の請求があったとき。

(3) 第１５条第５項第４号の規定により、監事から招集があったとき。

（招集）
第２５条　総会は、第２４条第２項第３号の場合を除き、理事長が招集する。
２　理事長は、第２４条第２項第１号及び第２号の規定による請求があったときは、その日から３０日以内に臨時総会を招集しなければならない。
３　総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも５日前までに通知しなければならない。

（議長）
第２６条　総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

（定足数）
第２７条　総会は、正会員総数の２分の１以上の出席がなければ開会することができない。

（議決）
第２８条　総会における議決事項は、第２５条第３項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した正会員の２分の１以上の同意があった場合はその限りではない。
２　総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
３　理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

（表決権等）
第２９条　各正会員の表決権は、平等なるものとする。
２　やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
３　前項の規定により表決した正会員は、第２７条、第２８条第２項、第３０条第１項第２号及び第５０条の適用については、総会に出席したものとみなす。
４　総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

（議事録）
第３０条　総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
(1) 日時及び場所
(2) 正会員総数及び出席者数（書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）

(3) 審議事項
(4) 議事の経過の概要及び議決の結果
(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2　議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人２名が記名、押印しなければならない。

3 前２項の規定に関わらず、正会員全員が書面により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
(2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
(3) 総会の決議があったものとみなされた日
(4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第６章　　理事会

（構成）

第３１条　理事会は、理事をもって構成する。

（権能）

第３２条　理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1) 総会に付議すべき事項
(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
(3) 事業計画および活動予算の決定ならびにその変更
(4) 役員の職務と報酬
(5) 会費および入会金の額
(6) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第４９条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
(7) 事務局の組織及び運営
(8) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

（開催）

第３３条　理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認めたとき。
(2) 理事総数の２分の１以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって招 集の請求があったとき。
(3) 第１５条第５項第５号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

（招集）

第３４条　理事会は、理事長が招集する。

2　理事長は、第３３条第２号及び第３号の規定による請求があったときは、その日から３０日以内に理事会を招集しなければならない。

3　理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも５日前までに通知しなければならない。

（議長）
第３５条　理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

（議決）
第３６条　理事会における議決事項は、第３４条第３項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した理事の２分の１以上の同意があった場合はその限りではない。
2　理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（表決権等）
第３７条　各理事の表決権は、平等なるものとする。
2　やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。
3　前項の規定により表決した理事は、第３６条第２項及び第３８条第１項第２号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
4　理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

（議事録）
第３８条　理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
(1) 日時及び場所
(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面又は電磁的方法による表決者にあっては、その旨を付記すること。）
(3) 審議事項
(4) 議事の経過の概要及び議決の結果
(5) 議事録署名人の選任に関する事項
2　議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人２名が記名、押印しなければならない。

第７章　資産及び会計

（資産の構成）
第３９条　この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。
(1) 設立当初の財産目録に記載された資産
(2) 入会金及び会費
(3) 寄附金品

(4) 財産から生じる収益
(5) 事業に伴う収益
(6) その他の収益

（資産の区分）
第４０条　この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産の１種とする。

（資産の管理）
第４１条　この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

（会計の原則）
第４２条　この法人の会計は、法第２７条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

（会計の区分）
第４３条　この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計の１種とする。

（事業計画及び予算）
第４４条　この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、理事会の議決を経なければならない。

（暫定予算）
第４５条　前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。
２　前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

（予算の追加及び更正）
第４６条　予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

（事業報告及び決算）
第４７条　この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業 年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。
２　決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

（事業年度）
第４８条　この法人の事業年度は、毎年１月１日に始まり１２月３１日に終わる。

（臨機の措置）

第４９条　予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

第８章　　定款の変更、解散及び合併

（定款の変更）

第５０条　この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の４分の３以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第３項に規定する事項に該当する場合は、所轄庁の認証を得なければならない。

（解散）

第５１条　この法人は、次に掲げる事由により解散する。

(1)　総会の決議

(2)　目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能

(3)　正会員の欠亡

(4)　合併

(5)　破産手続開始の決定

(6)　所轄庁による設立の認証の取消し

２　前項第１号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の４分の３以上の承諾を得なければならない。

３　第１項第２号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

（残余財産の帰属）

第５２条　この法人が解散（合併又は破産手続き開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第１１条第３項に掲げる者のうち、総会の決議を経て選定された者に譲渡するものとする。

（合併）

第５３条　この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の４分の３以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第９章　公告の方法

（公告の方法）

第５４条　この法人の公告は、官報に掲載して行う。ただし、法第２８条の２第１項に規定する貸借対照表の公告については、内閣府NPO法人ポータルサイト（法人入力情報 欄）に掲載して行う。

第１０章　雑則

（細則）

第５５条　この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附　則

1　この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2　この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	米澤朋之
副理事長	光延勉
理事	松田英雄
同	稲田尚味
同	澤村尚樹
同	北山いずみ
同	北村祐治
同	廣岡久義
同	松尾丈三郎
監事	山田紀代美

3　この法人の設立当初の役員の任期は、第１６条第１項の規定にかかわらず、成立の日から令和１０年３月末日までとする。

4　この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第４４条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

5　この法人の設立当初の事業年度は、第４８条の規定にかかわらず、成立の日から令和９年１２月末日までとする。

6　この法人の設立当初の入会金及び会費は、第８条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1)	正会員	入会金　０円	年会費　１０，０００円
(2)	賛助会員	入会金　０円	年会費　１０，０００円

役　員　名　簿

特定非営利活動法人けあさぽーと下関

役職名	(ふりがな) 氏　　名	住　所　又　は　居　所	報酬の有無
理事長	よねざわ　ともゆき 米澤　朋之	[redacted]	無
副理事長	みつのぶ　つとむ 光延　勉	[redacted]	無
理　事	まつだ　ひでお 松田　英雄	[redacted]	無
〃	いなだ　なおみ 稲田　尚味	[redacted]	無
〃	さわむら　なおき 澤村　尚樹	[redacted]	無
〃	きたやま　いずみ 北山　いずみ	[redacted]	無
〃	きたむら　ゆうじ 北村　祐治	[redacted]	無
〃	ひろおか　ひさよし 廣岡　久義	[redacted]	無
〃	まつお　じょうざぶろう 松尾　丈三郎	[redacted]	無
監　事	やまだ　きよみ 山田　紀代美	[redacted]	無

注　「住所又は居所」には、特定非営利活動促進法施行条例第２条各号に掲げる書面によって証された住所又は居所を記載すること。

２　「報酬の有無」の欄には、定款の定めに従い報酬を受ける役員には「有」、報酬を受けない役員には「無」を記入する。

３　役員総数に対する報酬を受ける役員数（「報酬の有無」欄の「有」の数）の割合は、３分の１以下でなければならない（法第２条第２項第１号ロ）。

設 立 趣 旨 書

令和　8年　11月　11日

特定非営利活動法人けあさぽーと下関
設立代表者　住所又は居所
[redacted]
氏名　米澤　朋之

1　趣　旨

現在、日本の高齢化率は２９％と世界で２位と高い水準となっており、その中でも山口県下関市は３６．９％と非常に高く、目を背けられない社会問題となっております。

そんな中、親族関係の希薄化やそもそも未婚で晩年を迎える高齢者も多く、介護施設への入居や病院への入院時に保証人がおらず困るといったケース多くあります。そこでけあさぽーと下関では高齢者の身元保証と介護保険外サービスの業務を軸に２０２０年７月から個人事業として多くの方々をサポートして参りました。

しかしながら個人での運営ということもあり、信頼に欠ける、幅広い業務内容を１事業者で対応できるのかなどの不安などのお声をいただくことも少なからずありました。また生活保護受給者や低所得者には費用負担が大きく、対応が難しいなどの課題もありました。

そこで介護保険外サービス事業者、福祉タクシー事業者、葬儀会社、運輸業者、廃棄物処理業者、士業、各種ボランティア団体等と連携をとり、公益性があり信頼のおける組織を作り、生活保護受給者や低所得者向けの安価な料金設定も視野に入れ、下関市全体をカバーし地域貢献すると共に、顕在化しつつある２０５０年問題の課題解決の為、NPO 法人を設立するものであります。

2　申請に至るまでの経過

２０２０年７月	けあさぽーと下関　設立
２０２４年５月	介護保険外サービス、福祉タクシー事業者連盟　ハートリンク　設立
６月	下関遺贈推進協議会　設立
２０１８年４月	山の田地区まちづくり協議会　活動参加
２０２０年～	赤い羽根共同募金補助金にて独居高齢者、高齢者世帯への食料支援実施
２０２１年５月	山の田地区まちづくり協議会 有償ボランティア団体　支えあい隊　発足
２０２３年５月	武久地区社会福祉協議会　会長就任
２０２３年６月	下関看護リハビリテーション学校 地域リサーチ授業の特別講師　就任
２０２５年秋頃	関係者と集まり、ＮＰＯ法人を設立し各々の事業と併せて 地域貢献活動を推進していきたいと検討を重ねた

以上

設立当初の事業年度の事業計画書

法人成立の日から２０２７年１２月３１日まで

特定非営利活動法人けあさぽーと下関

1　事業実施の方針

・設立当初の事業年度は、以下の事業を確実に実施することを目標とする。

2　事業の実施に関する事項

（1）　特定非営利活動に係る事業

事業名（定款に記載した事業）	具体的な事業内容	(A)当該事業の実施予定日時 (B)当該事業の実施予定場所 (C)従事者の予定人数	(D)受益対象者の範囲 (E)予定人数	事業費の予算額（単位：千円）
①身元保証・終身サポート事業	(1) 入院・施設入居時の身元保証支援 親族等による身元保証が困難な高齢者や障がい者等を対象に、入院・施設入居時の身元保証に関する相談、手続き支援、費用の支払いに関する確認や関係機関との連絡調整等を行う。	(A)随時 (B)下関市内 (C)3人	(D) 身元保証契約を締結している高齢者、障がい者 (E)30名程度/年間	7,040
	(2) 介護保険外の日常生活支援 介護保険サービスでは対応しにくい日常生活上の支援として、外出・通院の付き添い、買い物・日用品の購入支援、行政手続きへの同行、入退院・入退所時の生活準備、見守り・安否確認等を行う。 また、必要に応じて関係事業者等と連携し、支援を行う。	(A)随時 (B)下関市内 (C)3人	(D) 身元保証契約を締結している高齢者、障がい者 (E)80名程度/月間	

	(3) 日常生活・死後事務に関する金銭管理支援 日常生活や死後事務に必要な金銭管理の相談、入出金や支払い手続きの代行、関係機関との調整等を行う。なお、法人が預託金として金銭を預かることはしない。	(A)随時 (B)下関市内 (C)1人	(D)身元保証契約を締結している高齢者、障がい者 (E)20名程度/年間	
	(4) 緊急時対応支援 急病や救急搬送、緊急入院等に備え、24時間対応の連絡体制を整え、状況確認や医療機関・介護施設等との連絡調整、必要な手続き支援を行う。	(A)随時 (B)下関市内 (C)3人	(D)身元保証契約を締結している高齢者、障がい者 (E)6名程度/年間	
	(5) 葬儀・納骨等の死後事務支援 生前に本人の希望や意思を確認し、必要に応じて意思表示書等の作成を支援する。 また、葬儀・納骨、遺品整理、住居の退去手続き等について、専門職や関係事業者と連携して支援を行う。	(A)随時 (B)下関市内 (C)5人	(D)身元保証契約を締結している高齢者、障がい者 (E)3名程度/年間	
②終活・生活支援の普及啓発・担い手づくり事業	社会福祉協議会やまちづくり協議会、地域包括支援センター等と連携し、地域住民を対象に、生活支援の担い手づくりや有償ボランティア活動に関する啓発を行う。 また、高齢者サロン等において、身元保証や金銭管理、医療・介護に関する意思確認、死後事務等について、本人が元気なうちから考え、必要な支援につながるための啓発を行う。	(A)随時 (B)下関市内 (C)1人	(D)地域住民 (E)30名程度/年間	0
③高齢者・障がい者等の生活・相談支援事業	地域包括支援センター等と連携し、生活に困難を抱える高齢者や障がい者等を対象に、食料品支援を行う。 また、施設入居に伴う転居や自宅の片付け、葬儀・納骨等の生活上の困りごとについて相談に応じ、利用者の意向を尊重しながら、必要に応じて事業者の紹介や連絡調整を行う。	(A)随時 (B)山の田地区、川中地区、西部地区、彦島地区 (C)5人	(D)生活に困難を抱える高齢者・障がい者 (E)100名程度/年間	120

翌事業年度の事業計画書

２０２８年１月１日から２０２８年１２月３１日まで

特定非営利活動法人けあさぽーと下関

1　事業実施の方針

・翌事業年度は、以下の事業を確実に実施することを目標とする。

2　事業の実施に関する事項

（1）　特定非営利活動に係る事業

事業名（定款に記載した事業）	具体的な事業内容	(A)当該事業の実施予定日時 (B)当該事業の実施予定場所 (C)従事者の予定人数	(D)受益対象者の範囲 (E)予定人数	事業費の予算額（単位：千円）
①身元保証・終身サポート事業	(1) 入院・施設入居時の身元保証支援 親族等による身元保証が困難な高齢者や障がい者等を対象に、入院・施設入居時の身元保証に関する相談、手続き支援、費用の支払いに関する確認や関係機関との連絡調整等を行う。	(A)随時 (B)下関市内 (C)3人	(D)身元保証契約を締結している高齢者、障がい者 (E)30名程度/年間	7,040
	(2) 介護保険外の日常生活支援 介護保険サービスでは対応しにくい日常生活上の支援として、外出・通院の付き添い、買い物・日用品の購入支援、行政手続きへの同行、入退院・入退所時の生活準備、見守り・安否確認等を行う。 また、必要に応じて関係事業者等と連携し、支援を行う。	(A)随時 (B)下関市内 (C)3人	(D)身元保証契約を締結している高齢者、障がい者 (E)80名程度/月間	

	(3) 日常生活・死後事務に関する金銭管理支援 日常生活や死後事務に必要な金銭管理の相談、入出金や支払い手続きの代行、関係機関との調整等を行う。なお、法人が預託金として金銭を預かることはしない。	(A)随時 (B)下関市内 (C)1人	(D)身元保証契約を締結している高齢者、障がい者 (E)20名程度/年間	
	(4) 緊急時対応支援 急病や救急搬送、緊急入院等に備え、24時間対応の連絡体制を整え、状況確認や医療機関・介護施設等との連絡調整、必要な手続き支援を行う。	(A)随時 (B)下関市内 (C)3人	(D)身元保証契約を締結している高齢者、障がい者 (E)6名程度/年間	
	(5) 葬儀・納骨等の死後事務支援 生前に本人の希望や意思を確認し、必要に応じて意思表示書等の作成を支援する。 また、葬儀・納骨、遺品整理、住居の退去手続き等について、専門職や関係事業者と連携して支援を行う。	(A)随時 (B)下関市内 (C)5人	(D)身元保証契約を締結している高齢者、障がい者 (E)3名程度/年間	
②終活・生活支援の普及啓発・担い手づくり事業	社会福祉協議会やまちづくり協議会、地域包括支援センター等と連携し、地域住民を対象に、生活支援の担い手づくりや有償ボランティア活動に関する啓発を行う。 また、高齢者サロン等において、身元保証や金銭管理、医療・介護に関する意思確認、死後事務等について、本人が元気なうちから考え、必要な支援につながるための啓発を行う。	(A)随時 (B)下関市内 (C)1人	(D)地域住民 (E)30名程度/年間	0
③高齢者・障がい者等の生活・相談支援事業	地域包括支援センター等と連携し、生活に困難を抱える高齢者や障がい者等を対象に、食料品支援を行う。 また、施設入居に伴う転居や自宅の片付け、葬儀・納骨等の生活上の困りごとについて相談に応じ、利用者の意向を尊重しながら、必要に応じて事業者の紹介や連絡調整を行う。	(A)随時 (B)山の田地区、川中地区、西部地区、彦島地区 (C)5人	(D)生活に困難を抱える高齢者・障がい者 (E)100名程度/年間	240

設立当初の事業年度　活動予算書

法人成立の日から2027年12月31日まで

特定非営利活動法人けあさぽーと下関

（単位：円）

科目	金額		
Ⅰ 経常収益			
1 受取会費			
正会員受取会費	100,000		
賛助会員受取会費	0	100,000	
2 受取寄附金			
受取寄附金		0	
3 受取助成金等			
受取民間助成金		0	
4 事業収益			
身元保証事業収益	6,000,000		
介護保険外サービス事業	1,200,000	7,200,000	
5 その他収益			
受取利息	0		
雑収益	0	0	
経常収益計			7,300,000
Ⅱ 経常費用			
1 事業費			
(1) 人件費			
給料手当	600,000		
役員報酬	4,800,000		
人件費計	5,400,000		
(2) その他経費			
地代家賃	800,000		
旅費交通費	120,000		
福祉車両リース代	600,000		
水道光熱費	120,000		
食料品費	120,000		
その他経費計	1,760,000		
事業費計		7,160,000	
2 管理費			
(1) 人件費			
人件費計	0		
(2) その他経費			
会議費	50,000		
管理費計		50,000	
経常費用計			7,210,000
当期経常増減額			90,000
当期正味財産増減額			90,000
設立時正味財産額			0
次期繰越正味財産額			90,000

事業別損益の状況（初年度）

（単位：円）

科目	①身元保証・終身サポート事業	②終活啓発・担い手づくり事業	③生活・相談支援事業	事業部門計	管理部門	合計
Ⅰ　経常収益						
1. 受取会費	0	0	0	0	100,000	100,000
2. 受取寄附金	0	0	0	0	0	0
3. 受取助成金等	0	0	0	0	0	0
4. 事業収益	7,200,000	0	0	7,200,000	0	7,200,000
5. その他収益	0	0	0	0	0	0
経常収益計	7,200,000	0	0	7,200,000	100,000	7,300,000
Ⅱ　経常費用						
(1) 人件費						
給料手当	600,000	0	0	600,000	0	600,000
役員報酬	4,800,000	0	0	4,800,000	0	4,800,000
人件費計	5,400,000	0	0	5,400,000	0	5,400,000
(2) その他経費						
地代家賃	800,000	0	0	800,000	0	800,000
旅費交通費	120,000	0	0	120,000	0	120,000
福祉車両リース代	600,000	0	0	600,000	0	600,000
水道光熱費	120,000	0	0	120,000	0	120,000
食料品費	0	0	120,000	120,000	0	120,000
会議費	0	0	0	0	50,000	50,000
その他経費計	1,640,000	0	120,000	1,760,000	50,000	1,810,000
経常費用計	7,040,000	0	120,000	7,160,000	50,000	7,210,000
当期経常増減額	160,000	0	-120,000	40,000	50,000	90,000

2028年度　活動予算書

2028年1月1日から2028年12月31日まで

特定非営利活動法人けあさぽーと下関

（単位：円）

科目	金額		
Ⅰ 経常収益			
1 受取会費			
正会員受取会費	100,000		
賛助会員受取会費	0	100,000	
2 受取寄附金			
受取寄附金		0	
3 受取助成金等			
受取民間助成金		0	
4 事業収益			
身元保証事業収益	6,480,000		
介護保険外サービス事業	1,500,000	7,980,000	
5 その他収益			
受取利息	0		
雑収益	0	0	
経常収益計			8,080,000
Ⅱ 経常費用			
1 事業費			
(1) 人件費			
給料手当	600,000		
役員報酬	4,800,000		
人件費計	5,400,000		
(2) その他経費			
地代家賃	800,000		
旅費交通費	120,000		
福祉車両リース代	600,000		
水道光熱費	120,000		
食料品費	240,000		
その他経費計	1,880,000		
事業費計		7,280,000	
2 管理費			
(1) 人件費			
人件費計	0		
(2) その他経費			
会議費	50,000		
管理費計		50,000	
経常費用計			7,330,000
当期経常増減額			750,000
当期正味財産増減額			750,000
前期繰越正味財産額			90,000
次期繰越正味財産額			840,000

事業別損益の状況（次年度）

（単位：円）

科目	①身元保証・終身サポート事業	②終活啓発・担い手づくり事業	③生活・相談支援事業	事業部門計	管理部門	合計
Ⅰ　経常収益						
1. 受取会費	0	0	0	0	100,000	100,000
2. 受取寄附金	0	0	0	0	0	0
3. 受取助成金等	0	0	0	0	0	0
4. 事業収益	7,980,000	0	0	7,980,000	0	7,980,000
5. その他収益	0	0	0	0	0	0
経常収益計	7,980,000	0	0	7,980,000	100,000	8,080,000
Ⅱ　経常費用						
(1) 人件費						
給料手当	600,000	0	0	600,000	0	600,000
役員報酬	4,800,000	0	0	4,800,000	0	4,800,000
人件費計	5,400,000	0	0	5,400,000	0	5,400,000
(2) その他経費						
地代家賃	800,000	0	0	800,000	0	800,000
旅費交通費	120,000	0	0	120,000	0	120,000
福祉車両リース代	600,000	0	0	600,000	0	600,000
水道光熱費	120,000	0	0	120,000	0	120,000
食料品費	0	0	240,000	240,000	0	240,000
会議費	0	0	0	0	50,000	50,000
その他経費計	1,640,000	0	240,000	1,880,000	50,000	1,930,000
経常費用計	7,040,000	0	240,000	7,280,000	50,000	7,330,000
当期経常増減額	940,000	0	-240,000	700,000	50,000	750,000